介護予防・日常生活支援総合事業をご存じですか？

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、介護予防や日常生活の支援を行う事業です。要支援認定を受けた方や、事業対象者に該当する方が利用できます。

事業対象者とは？

65 歳以上の方で、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられ、総合事業の利用が必要と認められた方です。要介護・要支援認定を受けていなくても、事業対象者に該当すれば、総合事業を利用することができます。

基本チェックリストとは？

基本チェックリストは、心身の状態や普段の様子等についての質問に答えていただくもので、包括支援センターで受けることができます。事業対象者となった方は、心身の状態に合わせたサービス等を選ぶため、まずは包括支援センターへご相談ください。

利用できるサービスの例

・訪問型サービス：ホームヘルパーなどが自宅を訪問し、掃除や洗濯などの日常生活の支援を行います。
・通所型サービス：施設などに通い、運動や体操、交流などを通じて、生活機能の維持・向上を目指します。
※利用できるサービスの内容は、心身の状態やお住まいの地域によって異なります。

総合事業について詳しく知りたい場合は、包括支援センターまたは介護保険事務所へお問い合わせください。

[問い合わせ先]
仙北市包括支援センター　0187-43-2283
大曲仙北広域市町村圏組合 介護保険事務所 認定業務班　0187-86-3912